

# 調査研究委託及び奨励の事業に関する規定

財団法人 厚生統計協会

第1条 財団法人厚生統計協会（以下「協会」という。）は、寄付行為第4条の一及び七の事業のうち、厚生統計に関する調査研究委託及び奨励等の事業（以下「調査研究委託奨励事業」という。）を、この規定により行う。

第2条 調査研究委託奨励事業は、つぎのとおりとする。

- 一 厚生統計の整備、改善に関する調査研究の委託
- 二 協会発行の「厚生指標」に掲載された論文のうち相当と認められものに対して「川井記念賞」を贈り、表彰状及び副賞を贈呈する。

第3条 調査研究委託奨励事業対象の選定は、協会会長が委嘱する委員で構成された委員会が行う。委員は学識経験者10名以内を委嘱する。

第4条 調査研究委託奨励事業の経費は、一般会計（川井記念基金の果実を含む。）から支出する。

第5条 この規定に定めるほか、調査研究委託奨励事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規定は、平成11年4月1日から施行する。

なお、従前の「厚生統計の研究委託及び奨励等の事業に関する規定」（昭和59年5月議決、昭和59年4月より適用）は廃止する。

附 則

この規定は、平成21年11月30日から施行する。